## 契約書(案)

- 1 業務名 健康づくりセミナー
- 2 契約金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円
  - うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇,〇〇〇円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 3 契約期間 契約締結日から令和2年9月30日まで
- 4 契約保証金 免除とする。

公立学校共済組合愛知支部(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間において、 上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和2年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 公立学校共済組合愛知支部 支部長 (業務委託内容)

第1条 甲が乙に委託する業務の内容は、別紙「実施要項」のとおりとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又 はその履行を委任することはできない。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この契約の履行上知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託基準」を遵守しなければならない。

(監督)

第6条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

- 第7条 乙は、委託業務完了後速やかに委託事業に係る完了届を提出し、甲は、当該完了届を受理した日から起算して、10日以内にこれを検査するものとする。
- 2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。
- 3 検査の結果、不合格のものがあったときは、乙は、甲の指定する期間内に完全な状態にしなければな らない。

(履行遅延の場合における違約金)

- 第8条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他 やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円 未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。
- 3 前項の違約金に 100 円未満の端数があるとき、又は違約金が 100 円未満であるときは、その端数金 額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

- 第9条 甲は、履行完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払 わなければならない。
- 2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて年2.7 パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 故意に契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金 として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 前項の規定により契約が解除された場合
  - (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規 定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号) の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号) の規定により選任された再生債務者等

(談合その他不正行為に係る解除)

- 第11条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。
  - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第 8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しく は第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。) を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
  - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
  - (4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。 (談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

- 第12条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、 賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
  - (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定 の適用があるとき。
  - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える 場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に 支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員で あった者についても、同様とする。

#### (暴力団等排除に係る解除)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
  - (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは 運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に 実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営 に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わない ものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

- 第14条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を 講じることがある。

(法令等の準用)

第15条 この契約の条項に定めるもののほかは、地方公務員等共済組合法及びその関係法令等の定める ところによる。

(紛争の処理)

第16条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第 17 条 この契約書並びに地方公務員等共済組合法及びその関係法令等に定めのない事項については、 甲乙協議の上、別に決定する。

## 実施要項

委託事業名
健康づくりセミナー

2 開催日及び会場等

開催日:令和2年8月17日(月)~21日(金)≪計5日間≫

会場:「ルブラ王山」2階飛翔(8月17日、18日、19日:180人/日)

「蒲郡荘」2階大島(8月20日、21日:50人/日)

' 1用 1	16年7 7	陷八面	(0月20	<i>)</i> µ 、 ∠ 1	日:50人/	/ p)			
時間					内 容				
9:30~10:00	受付							 	
10:00~10:10	開会、	日程説明	月						
10:10~11:40	講演①	l							
	<b>"</b>	演	題	J	(氏	名	)		
11:40~12:50	食事・	休憩							
12:50~14:20	講演②	l							
	Γ	演	題	J	(氏	名	)		
14:20~14:40	休憩							 	
14:40~16:10	講演③	l							
	Γ	演	題	J	(氏	名	)	 	
16:10~16:20	アンケ	ート							

※時間変更など内容部分について変更する際は、甲の了承を得ること。

3 セミナー実施方法等

乙は、次の事項を遵守してセミナーを実施するものとする。

- (1) 講演①から③の講師の選定及び講演内容の企画立案を行うこと。
- (2) セミナー実施に係る受付、司会、進行等運営の一切を行うこと。
  - ・運営のために必要な事項を各施設と事前に調整を行うこと。

- ・セミナー当日、講師を先導し、案内等すること。
- (3) セミナー実施に必要なプログラム、レジュメ、アンケート用紙等関係資料 (関係資料の掲載内 容については事前に甲の了承を得ること。) を準備すること。
- (4) 甲を立ち会わせること。
- (5) 実施にあたっては委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理すること。

### 4 費用負担

会場の使用料、会場設営に要する費用、講師の宿泊料、旅費、その他講演に要する費用は全て乙の負担とする。

### 5 連絡先

公立学校共済組合愛知支部(愛知県教育委員会福利課)

担 当:厚生グループ

<del>T</del> 4 6 0 - 8 5 3 4

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県西庁舎8階 電 話:052-954-6777 (ダイヤルイン)

FAX: 052-953-5057

配子外: fukurika-kyousai@pref.aichi.lg.jp

ルブラ王山(公立学校共済組合名古屋宿泊所)

 $\mp 464 - 0841$ 

名古屋市千種区覚王山通8-18 電 話:052-762-3151 HPアドレス:https://www.rubura.org/

蒲郡荘 (公立学校共済組合蒲郡保養所)

 $\overline{7}$  4 4 3 - 0 0 3 4

蒲郡市港町21番4号

電 話:0533-68-2188 HPアドレス:https://www.gamagoriso.com/

## 個人情報取扱業務委託基準

(基本的事項)

- 第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのない よう努めなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第2条第8項に規定する特定個人情報(以下「特定個人情報」という。)の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、公立学校共済組合における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に 関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の 個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

- 第3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者 のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、 変更する場合も同様とする。
- 2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の 取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

(再委託の禁止)

- 第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承認を得るものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が 負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ 適切な監督を行うものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。 (複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、 甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(適正管理)

第9 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止 に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とす る

(資料等の返還等)

- 第10 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。

(第三者等からの回収)

第11 乙が、個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合 又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者 から回収するものとする。

(報告検査等)

- 第12 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。 (事故の場合の措置)
- 第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置(個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。 (損害賠償)
- 第14 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

# 完 了 届

令和 年 月 日

公立学校共済組合愛知支部長 殿

受託者

下記のとおり完了しました。

記

1	受託業務名	健康づくりセミナー
2	日 時・会 場	
3	契約締結日	令和2年4月 日
4	契約金額	
5	契約期間	契約締結日~令和2年9月30日
6	参加者状況	
7	完了年月日	令和2年 月 日

※写真等開催状況がわかる資料を添付すること。

また、アンケートを集計し、結果をまとめたものを資料として添付すること。